

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について（抜粋）

〔平成 24 年 3 月 30 日  
閣 議 決 定〕

別紙の各事項については、与党と連携しつつ速やかに検討し、別紙の方向により対応していく。

### 検討課題に対する法案提出後の対応の方向性

以下の各事項については、法案提出後、与党と連携しつつ速やかに検討し、以下の方向により対応していく。

事項	今後の対応の方向
総合合算制度や給付付き税額控除等の再分配に関する総合的な施策	○ 所得の少ない家計ほど、食料品向けを含めた消費支出の割合が高いために、消費税負担率も高くなるという、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の所得に対する逆進性も踏まえ、総合合算制度や給付付き税額控除等の再分配に関する総合的な施策について、平成 27 年度以降の番号制度の本格稼動・定着後速やかに実施できるよう、関係 5 大臣において、簡素な給付措置との関係も念頭に置きつつ、今後具体的に検討を進める。
上記施策の実現までの間の暫定的、臨時的措置として行う簡素な給付措置	○ 消費税の所得に対する逆進性も踏まえ、低所得者対策のための暫定的、臨時的な措置として行う「簡素な給付措置」については、法案の審議入り前に、関係 5 大臣において具体化にあたっての基本的な考え方を示す。その上で、与野党の協議も踏まえて具体案を決定し、消費税率（国・地方）の 8%への引上げ時から給付付き税額控除等の導入までの間、毎年実施する。